共 済

ようか?

お皿を洗っていたとき、

先日、

娘(被扶養者)

がアルバイト先で仕事中に

手を切ってしまいました。

こうした場合でも組合員証を使って治療できるの

傷病の原因調査に ご協力を

共済組合では、労災保険及び地方公 務員災害補償基金並びに第三者行為に 該当する事故かどうか、診療報酬明細 (レセプト)をもとに一定の条件で 傷病の原因調査を定期的に行っていま 調査の連絡がありましたらお 手数をかけますが、ご協力をお願いい たします。

組合員証で 受診L てしまった場合

組合員 ・被扶養者が業務上・通勤途 組合員証で受診して 中でけがをして、 しまった場合、速やかに共済担当課を 経由して共済組合までご連絡くださ い。

労災保険 組合員証を使った治療はできません。 (労働者災害補償保険) の対象となるため

僚はできません。アルバイト先に相談してください。 の事故は労災保険が認められる場合がありますので、 被扶養者のアルバイト中のけがや、 自宅からアルバイト先に向かう途中で 組合員証を使っての治

関に申し出ていただきます 指示に従っていただき、労災保険と認定された段階で切り換えるよう医療機 証を使った保険診療の扱いをするところもあります。 部の医療機関では、 労災保険と認定されるまでの間は、 この場合は医療機関の 組合員

組合事務担当課を経由して共済組合に連絡してください。 なお、医療機関の指示に従い組合員証を使って治療した場合は、 (フ割分) を一時的に立て替え払いいたします 共済組合は、 必ず共済 治療

※組合員が公務上または通勤途中にけがをした場合は公務災害(地方公務員災害補償基金



